

有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因解明と対策にかかる 支援を求める意見書

精華町内の井戸水をはじめ、全国各地で有機フッ素化合物（以下「P F A S」という。）が検出されている。

P F A Sは、自然界では分解されにくく、体内に蓄積されやすい性質から「永遠の化学物質（フォーエバーケミカル）」とも呼ばれ、発がん性や胎児・乳児の成長阻害などの懸念から国民の不安は高まっている。

一昨年１２月に、WHO（世界保健機関）傘下の国際がん研究機関（I A R C）が、発がん性に関する評価を引き上げ、P F O Sは「発がん性がある可能性がある」、P F O Aは「発がん性がある」に位置づけた。

現状を放置すれば、新たな公害問題を引き起こしかねない。

しかし、自治体単独では、財政負担や検査手法などで、対策が遅々として進んでいない。

国民の不安解消と健康保持、地域の環境保全のために、早急な汚染原因解明と除去対策に向けた取組が求められる。

よって、国に対して下記のことを求める。

記

- 1 自治体と協力して、汚染原因を究明し、情報を開示すること。
- 2 希望する住民が、血液検査を受けられるようにすること。
- 3 自治体が実施する調査・検査などに、財政的・技術的支援をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月２８日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
環境大臣、財務大臣